合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。

(a)　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物における以下の(ｱ)に該当する工事

(ｱ)　地上４階建て以上の建築物の躯体を含む解体工事

(b)　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の躯体を含む解体工事

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％以上３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大である者とする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６(1)①の認定（６(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６(1)①の認定を受けていない構成員が６(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、６(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６(1)①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期限

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「警察総合庁舎㉕構内整備工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年６月17日

国土交通省航空局交通管制部
管制技術課長　今村　　純

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○国空管技第117号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　15

(2)　調達等件名及び数量

ＩＷＡＭ―25型統合型広域マルチラテレーション装置　２式

2　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　令和７年７月８日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　国土交通省航空局予算・管財室契約係　電話03―5253―8111　内線48654

3　仕様書案の送付

(1)　交付期間　令和７年６月17日から令和７年７月７日まで

(2)　交付場所　上記２(2)と同じ

4　Summary

(1)　Classification of the product to be procured : 15

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : Integrated Wide Area Multilateration equipment Type IWAM―25　2 Set

(3)　Time-limit for the Submission of Comments : 17 : 00 July 8, 2025

(4)　Contact point for the notice : Contract section, Budget and Property Administration Office, Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 2―1―3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8918 Tel : ＋81―3―5253―8111 (Ext. 48654)

意見招請に関する公示

東日本電信電話株式会社公告第12号

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。

なお、本招請はサプライヤの機密情報及び財産的情報の提出を求めるものではありません。

令和７年６月17日

東日本電信電話株式会社
札幌病院長　吉岡　成人

◎調達機関番号　125　◎所在地番号　01

○東総医札 000200004214―01

1　調達内容

(1)　品目分類番号　22

(2)　購入等物品及び数量　生理検査システム　一式

2　意見の提供方法

(1)　資料等の提供期限　令和７年７月18日午後４時（日本時間）（郵送必着のこと）

(2)　提出先　〒060―0061 北海道札幌市中央区南１条西15丁目　ＮＴＴ東日本　札幌病院　経営企画担当
電話：（011）623―7720
メール：smckikaku-gm@east.ntt.co.jp

3　仕様書案の交付

本公表に基づいて応募する供給者に対して仕様書案を交付します。

(1)　交付期間　令和７年６月17日から令和７年７月18日まで

(2)　交付方法
交付方法及び問合せ先
令和７年６月17日から令和７年７月18日の間にNTT東日本調達ホームページを通して交付します。
交付にあたっては、事前登録が必要です。
詳細はURL
https://www.ntt-east.co.jp/purchase
「ドキュメント配布」をご参照ください。
東日本電信電話株式会社　資材調達センタ
企画部門　国際調達担当
ontime-ml@east.ntt.co.jp

4　その他

本招請の詳細は意見等招請説明書によります。

5　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 22

(2)　Nature and quantity of the products to be required : Physiological testing system 1 set

(3)　Time-limit for the submission of comments : 4 : 00 p.m. July, 18, 2025 (JST)

(4)　Contact point for the notice :

a．NTT MEDICAL CENTER SAPPORO
Minami 1 Jo Nishi 15-chome, Chuo-ku, Sapporo Japan
TEL : 81(11)623―7720
MAIL : smckikaku-gm@east.ntt.co.jp

b．Overseas contact points described on the following URL.
https://www.ntt-east.co.jp/en/purchase/